

おきなわスタートアップ・エコシステム・コンソーシアム
加盟手続きに係る取扱要綱

(目的)

第1条 本要綱は、おきなわスタートアップ・エコシステム・コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）への加盟を希望する団体（以下、加盟希望団体）に対する取り扱いに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(加盟要件)

第2条 加盟希望団体は、次の各号を満たす団体とする。

- (1) おきなわスタートアップ・エコシステム・コンソーシアム規約第2条の目的に賛同する団体。
- (2) おきなわスタートアップ・エコシステム・コンソーシアム規約第3条の取組に賛同し、取組に協力する意思のある団体
- (3) 法人格を有する団体。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (5) コンソーシアムの目的にふさわしくない行為、または、コンソーシアムの活動を妨げるような行為を行っている団体ではないこと。

(加盟手続)

第3条 加盟手続は、次に掲げる手順で行う。

- (1) 加盟希望団体は、加盟届（様式1）に必要事項を記入のうえ事務局へ提出する。
- (2) 事務局は、加盟届に基づき、第2条で規定する加盟要件の審査を行う。なお、必要に応じて加盟希望団体に対して追加資料を求めることができる。
- (3) 前号の審査により、要件を満たした団体は加盟を承認する。
- (4) 新たに加盟を承認した団体について、コンソーシアムの運営委員会及び理事会へ報告する。

(変更手続)

第4条 加盟届に記載した事項に変更が生じたときは、変更届（様式2）に必要事項を記入のうえ事務局へ提出する。

(除名)

第5条 加盟組織が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決によって当該加盟組織を除名することができる。

- (1) コンソーシアムの目的にふさわしくない行為を行ったとき。
- (2) コンソーシアムの活動を妨げるような行為を行ったとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。
 - ア 長期間コンソーシアムの活動に参加していないと認められたとき。
 - イ 加盟届の記載事項に虚偽の記載があったとき。

ウ 加盟要件を満たさなくなったとき。

附 則

この要綱は、令和5年8月7日から施行する。